

総合補償保険制度のご案内

2018年2月改定 皆様からご要望の大きかった

保険料が約**74%割安**

当社商品保険料※ **77,180円**

総合補償保険制度の場合 **20,000円**

※I型と同条件 年商額1,000万円
施設所有(管理)者賠償責任保険、請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険

ポイント1 | 事業用プラン新設

■ **すべての電気製品(事業用含む)**

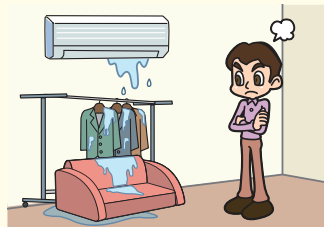
■ **一般事業所を対象とした業務**

の補償が可能となる「事業用プラン」を新設しました!!

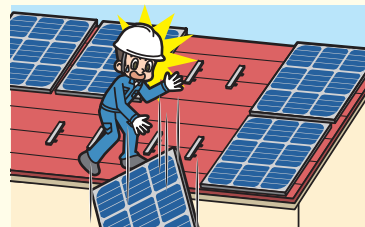
従来、事業用業務については対象外だったため、別に保険手当が必要でした。

新設する「事業用プラン」にご加入いただきますと、「一般家庭・事業者向けの全ての業務」の補償が可能となります!

このような事故が補償対象となります



事務所に業務用エアコンを納品したところ、設置の仕方が悪く漏水してしまいました。



事業用太陽光パネルを工場に設置中、パネルを屋根から落下させ下にあったフェンスに被害。



業務用冷蔵庫を店舗に配達中ぶつけてしまい破損。(II型の対象となります)

ポイント2 | 修理・点検・交換後・据付後の補償を延長

対象商品の修理・点検・交換後・据付後の賠償責任(生産物賠償)の補償期間を1年以内から**10年以内**に拡大します。

補償の内容 (家庭用プラン・家庭用+事業用プラン 共通)

I 型

施設・設備等の管理の補償

(施設所有(管理)者賠償責任保険)

店の看板が強風で飛び、隣の家に止めてあった車にあたり破損した。



店内の製品が崩れて、お客さまにケガをさせた。

業務遂行の補償

(請負業者賠償責任保険)

洗浄便座を取り付け中、接続パイプを漏水、階下が水浸しになった。



アンテナやクーラー等を取付中(修理中)、誤って工具を落としたため、近くにお客さまにケガをさせた。

生産物の補償

(生産物賠償責任保険)

洗濯機の修理を請け負ったところ、後日、漏水が発覚、階下の床・壁に被害。



風呂釜を交換したが、その作業に誤りがあり、工事完了後にその家屋が火事で焼けた。

各種費用の補償

争訟費用

損害防止費用

緊急措置費用

等

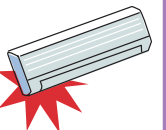
II 型

I型に加えて

配達中・取り付け中の販売製品の破損・盗難事故

(動産総合保険)

- 販売したエアコンの設置作業中、エアコンを落として破損した。
- 販売したテレビをお客さま宅へ配達中、盗難にあった。



修理品・修理預かり品の破損・盗難による賠償事故

(受託物賠償責任保険)

- お客さま宅から店舗に持ち帰って冷蔵庫を修理中、誤って冷蔵庫を倒し破損した。
- 修理のため預かっていたビデオカメラを盗まれた。

全国電機商業組合連合会 御中

[各組合員が所属する電機(器)商業組合の窓口までご提出ください]

総合補償保険制度保険申込書

保険期間(ご契約期間) 平成 年 月 1日 午後4時から1年間

重要事項のご説明について確認し、申込内容の意向に沿ったものであることを確認するとともに個人情報の取扱いに同意のうえ、加入を申し込みます。

● 該当する保険料欄の□に✓してください。★今年度より年商額の報告は不要になりました!

※ 年商額		2,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下	2億円以下	2億円超の場合()億円以下	
ご契約タイプ	家庭用プラン	I型	<input type="checkbox"/> 8,500円	<input type="checkbox"/> 11,500円	<input type="checkbox"/> 14,500円	<input type="checkbox"/> ()円	
		II型(賠償+動産)	<input type="checkbox"/> 20,000円	<input type="checkbox"/> 23,000円	<input type="checkbox"/> 26,000円	<input type="checkbox"/> ()円	
	家庭用+事業用プラン	I型	<input type="checkbox"/> 20,000円	<input type="checkbox"/> 26,000円	<input type="checkbox"/> 34,000円	<input type="checkbox"/> 42,000円	<input type="checkbox"/> ()円
		II型(賠償+動産)	<input type="checkbox"/> 38,000円	<input type="checkbox"/> 45,000円	<input type="checkbox"/> 50,000円	<input type="checkbox"/> 55,000円	<input type="checkbox"/> ()円

申込日	平成 年 月 日
事務所所在地	フリガナ 〒
代表者氏名	フリガナ
事業所名	フリガナ

<保険申込書のご記入にあたっては必ず上記の制度のご案内および裏面の<保険申込書ご記入上の注意>をお読みください>

※本制度と同一の事故を補償する他の保険契約等がある場合には、裏面に他の保険契約等についてご記入ください。

引受保険会社: あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

◆支払限度額・免責金額

法律上の 損害賠償責任 (製品自体の損害を除く) (I型・II型)	支払限度額(1事故・保険期間中)		1事故免責金額 2万円
	家庭用プラン	対人・対物共通 8,000万円	
	家庭用+事業用プラン	対人・対物共通 1億円	

製品自体の損害 (II型) ・家庭用プラン ・家庭用+事業用プラン	保険金額	1事故免責金額 2万円
	仕入れ価格 (500万円上限)	

◆補償の内容

種類	内容
1. 被害者(お客さま)に支払う法律上の損害賠償金	(対物)物の修理費など(事故例を参照) (対人)治療費、慰謝料、休業損害費 など
2. その他の費用	争訟費用、損害防止費用、権利保全行使費用、緊急措置費用、協力費用
3. 製品自体の損害 ※II型のみ	修理費用 全損・盗難の場合は仕入れ価格(修理品は時価額)

◆補償の範囲

対象製品について	
家庭用プラン	一般家庭を対象としたすべての電気製品
家庭用 + 事業用プラン	すべての電気製品(事業用含む)
対象業務について	
家庭用プラン	一般家庭を対象としたすべての業務
家庭用 + 事業用プラン	一般家庭・一般事務所を対象としたすべての業務

◆補償の対象とならない主な場合

賠償事故(賠償責任保険)	
<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者(補償の対象となる方)の故意による損害 ● 地震、噴火、洪水、津波に基づく事故による賠償損害 ● 自動車(原付を含む)による賠償損害 ● 次の財物の損壊または使用不能について負担する賠償責任 ・生産物 ・仕事の目的物 ● 錯誤によって生じた製品取付箇所の損害 ● 製品の設置・修理・点検後、10年経過後に発生または発見された事故 など 	
製品自体の損害(動産総合保険)	
<ul style="list-style-type: none"> ● 製品の紛失・棚卸の際の数量不足、自然消耗 ● 店舗内・倉庫内で発生した製品の損害 ● 万引きによる製品の損害 ● 製品設置後の製品自体の損害 など 	

◆保険期間

平成30年2月1日午後4時 から平成31年2月1日午後4時 までの1年間

- 他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額(支払限度額)等を確認し、契約の要否を判断のうえ、ご加入ください。※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、その契約を解約したとき等は、補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。
- 本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。
【個人情報の取扱いについて】本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。詳細については、引受保険会社のホームページ(<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>)をご覧ください。
- 万一事故が発生した場合は、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

◆申込締切日 平成30年1月16日(火)

◆中途加入の申込みについて

上記以降のお申込みにつきましては、中途加入でのお申込みとなります。
※詳細につきましては、ご加盟の商業組合または下記取扱代理店、引受保険会社にご連絡ください。

◆保険料払込方法

各都道府県の電機(電器)商業組合へお問合わせください。

事故が発生したときの手続き

あんしん24受付センター

0120-985-024 (無料)

[受付時間]
24時間365日

IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。 ※おかけ間違いにご注意ください。

あいおいニッセイ同和損害保険対応サービスセンター連絡電話番号一覧

No.	地域(事故発生場所)	S C 名	電話番号	No.	地域(事故発生場所)	S C 名	電話番号
1	北海道	札幌火災新種サービスセンター	011-728-1642	11	大阪府・和歌山県・奈良県	大阪火災新種サービスセンター	06-6363-3309
2	青森県・岩手県・秋田県	盛岡火災新種サービスセンター	019-652-2573	12	兵庫県	神戸火災新種サービスセンター	078-391-7118
3	宮城県・山形県・福島県	仙台火災新種サービスセンター	022-211-4075	13	京都府・滋賀県	京都火災新種サービスセンター	075-221-7170
4	群馬県・栃木県・茨城県	関越火災新種第1サービスセンター	048-855-5842	14	広島県・山口県・島根県	広島火災新種サービスセンター	082-243-7792
5	埼玉県・新潟県・長野県	関越火災新種第2サービスセンター	048-855-5871	15	岡山県・鳥取県	岡山火災新種サービスセンター	086-226-5938
6	千葉県	千葉火災新種サービスセンター	043-245-6128	16	香川県・徳島県・愛媛県・高知県	高松火災新種サービスセンター	087-821-1242
7	神奈川県	横浜火災新種サービスセンター	045-664-6800	17	福岡県・佐賀県・大分県 長崎県・沖縄県	福岡火災新種サービスセンター	092-771-1323
8	石川県・福井県・富山県	金沢火災新種サービスセンター	076-264-7814	18	熊本県・宮崎県・鹿児島県	熊本火災新種サービスセンター	096-353-7151
9	静岡県	静岡火災新種サービスセンター	054-254-8216	19	東京都・山梨県	東京企業火災新種第二サービスセンター	03-5202-6528
10	愛知県・岐阜県・三重県	名古屋火災新種サービスセンター	052-563-9409				

[引受保険会社]

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部営業第一課

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-19
TEL 03-6734-9608 FAX 03-6734-9609

[取扱代理店]

全国電機商業組合連合会

〒113-0034 東京都文京区湯島3-6-1 全国家電会館2階
TEL 03-3831-7837 FAX 03-3835-3313

(2017年11月承認) A17-103297

キリトリ線

<保険申込書ご記入上のご注意>

- 年商額のご記入にあたっては、最近会計年度の年商額を基本に下記の算出方法による年商額を保険申込書にご記入ください。
[家庭用プラン]:年商額は全体の年商額から一般家庭以外を対象とした年商額を差し引いた額とします。
[家庭用+事業用プラン]:全体年商額
- 店舗を複数お持ちの場合は、各店舗ごとに全店加入手続きを行ってください。(例:〇〇電気〇〇支店、事業所所在地ならびに事業所名も正確にご記入ください。)
- 型別、タイプ別の適用保険約款は下記の通りです。
I型:施設所有(管理)者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、請負業者賠償責任保険
II型:施設所有(管理)者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、請負業者賠償責任保険、受託者賠償責任保険、動産総合保険
- 事故が発生した場合には、年商額を確認させていただき、実際の年商額と加入申込票に記載された年商額との間に乖離がある場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合がございますのでご注意ください。
- 保険料確定特約(注)がセットされており、保険期間終了後に保険料の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求は行いません。
- 本制度と同一の事故を補償する他の保険契約等がある場合には、下記に他の保険契約等についてご記入ください。

※他の保険契約等	会社名:	保険種類:
	支払限度額・保険金額:	満期日:

- (注) 保険料確定特約(この特約は賠償責任保険に適用されます)
 - ・この特約をセットしたご契約の場合、ご契約時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の年商額を基に算出した保険料を払い込みいただけます。
- (注) ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。
 - ・保険期間中に確定精算方式への変更はできません。
 - ・保険期間終了時に、保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。
 - ・保険期間中の保険料算出の基礎数値がご申告いただいた数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合には、この特約はセットできません。
 - ・保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合があります。
- (注) 企業買収・部門売却等の予定がある場合(保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかでない場合)、季節的または一時的な営業期間を保険期間(ご契約期間)とするご契約にはこの特約をセットできません。
 - ・ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、確定精算を行わず普通保険約款・特別約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。
 - ・新規事業者等で、ご契約時に最近の会計年度等(1年間)の算出基礎が把握できない場合には、この特約はセットできません。

※印の項目については、ご加入時に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。故意や重大な過失により、申告されなかった場合や、申告された事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。ご加入に際して、今一度お確かめください。